

【青森県教育委員会】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1,228	1,223	1,227	—	—
② 予備機を含む 整備上限台数	1,412	1,406	381	—	—
③ 整備台数 (予備機除く)	0	1,001	226	—	—
④ ③のうち基金事業 によるもの	0	1,001	226	—	—
⑤ 累積更新率	0%	81.8%	100.0%	—	—
⑥ 予備機整備台数	0	29	5	—	—
⑦ ⑥のうち基金事業 によるもの	0	29	5	—	—
⑧ 予備機整備率	0%	3%	2%	—	—

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和7・8年度のともに、当該年時点で整備から5年を超えている端末について、当該年度の児童生徒数に応じた台数分整備する。【2カ年計画】

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：1,246台

小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託し処分する。

○端末のデータの消去方法

処分業者へ委託し、消去する。

○スケジュール (予定)

令和 8年3月 更新後端末の使用開始 (令和 7年度整備分)

令和 9年3月 更新後端末の使用開始 (令和 8年度整備分)

令和 9年度 処分事業者選定, 使用済端末の事業者への引き渡し